

発本原第103号
平成26年10月24日

原子力規制委員会
原子力規制庁
原子力災害対策・核物質防護課長 殿

九州電力株式会社
発電本
原子力管理部

川内原子力発電所原子力事業者防災業務計画の読み替えについて（ご連絡）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は弊社事業に対し格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、原子力防災体制の充実・強化のための関係政令の改正（平成26年10月14日施行）により、「川内原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の修正が必要となりました。

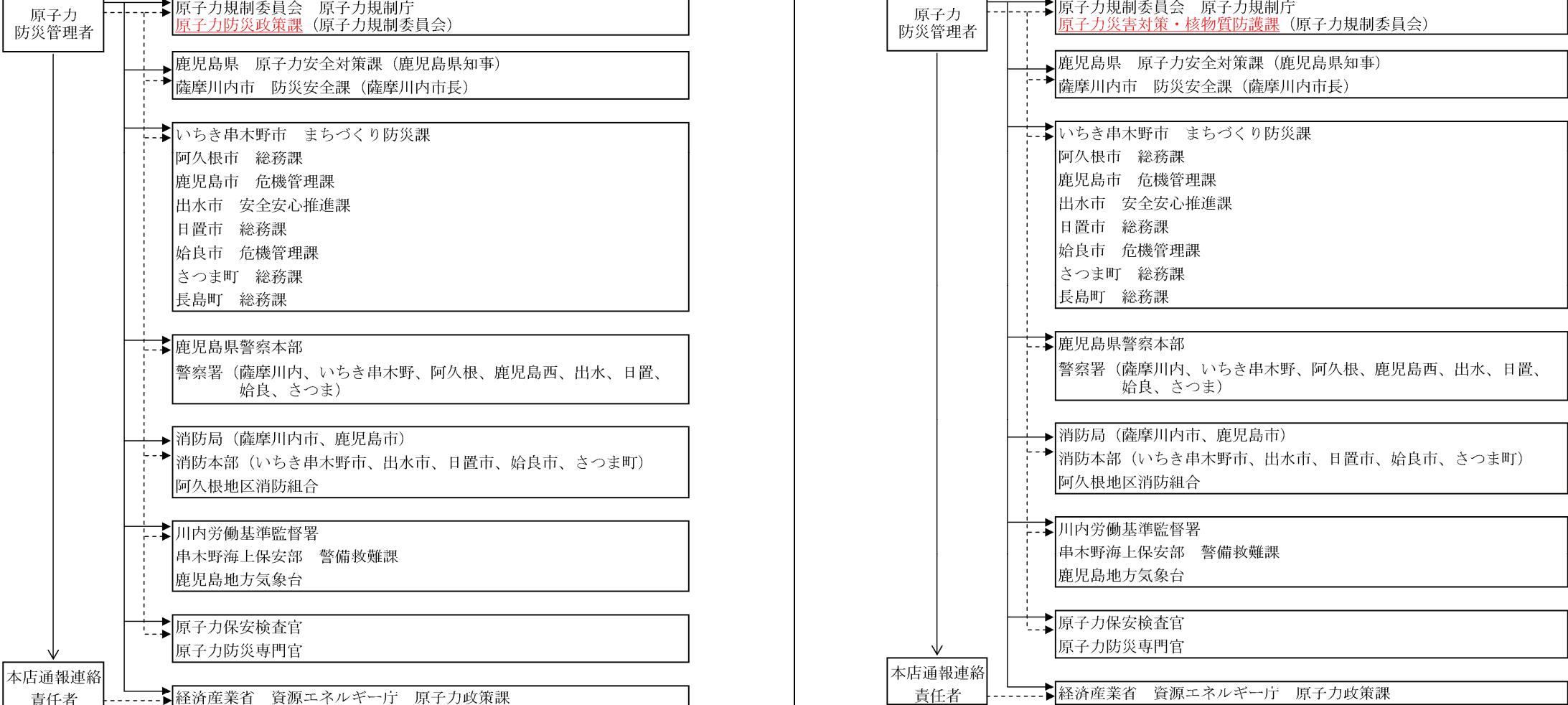
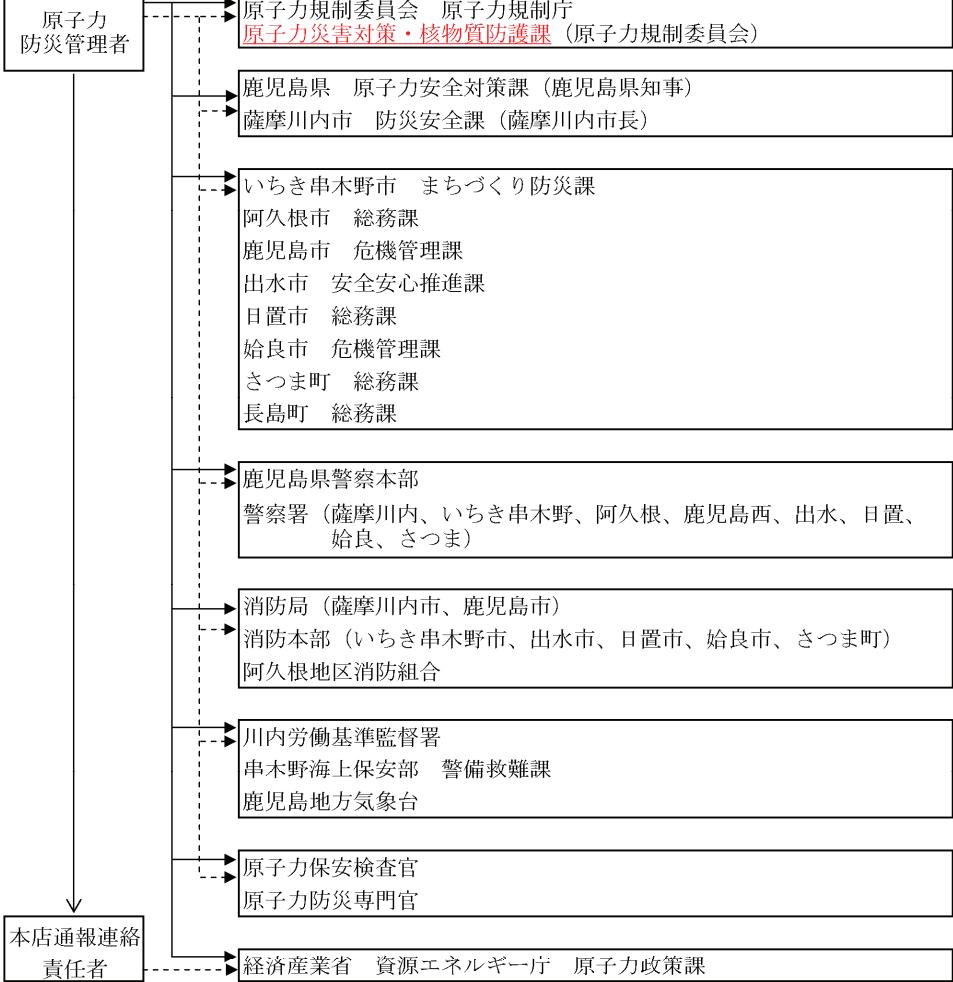
つきましては、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点について（規程）」に基づく軽微な変更扱いとして、次回修正までの期間、以下のとおり読み替えることにより運用いたしますのでご連絡申し上げます。

敬具

○読み替え箇所

- ・添付資料（川内原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表）参照

川内原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読み替え後	理 由
<p>別図2-3 原子力災害対策指針に基づく警戒事象に関する連絡先</p>  <p>原子力防災管理体制の充実・強化のための関係政令の改正に伴う改正</p> <p>→ : ファクシミリ装置等による連絡 ---> : 電話による連絡</p>	<p>別図2-3 原子力災害対策指針に基づく警戒事象に関する連絡先</p>  <p>→ : ファクシミリ装置等による連絡 ---> : 電話による連絡</p>	<p>原子力防災管理体制の充実・強化のための関係政令の改正に伴う改正</p>

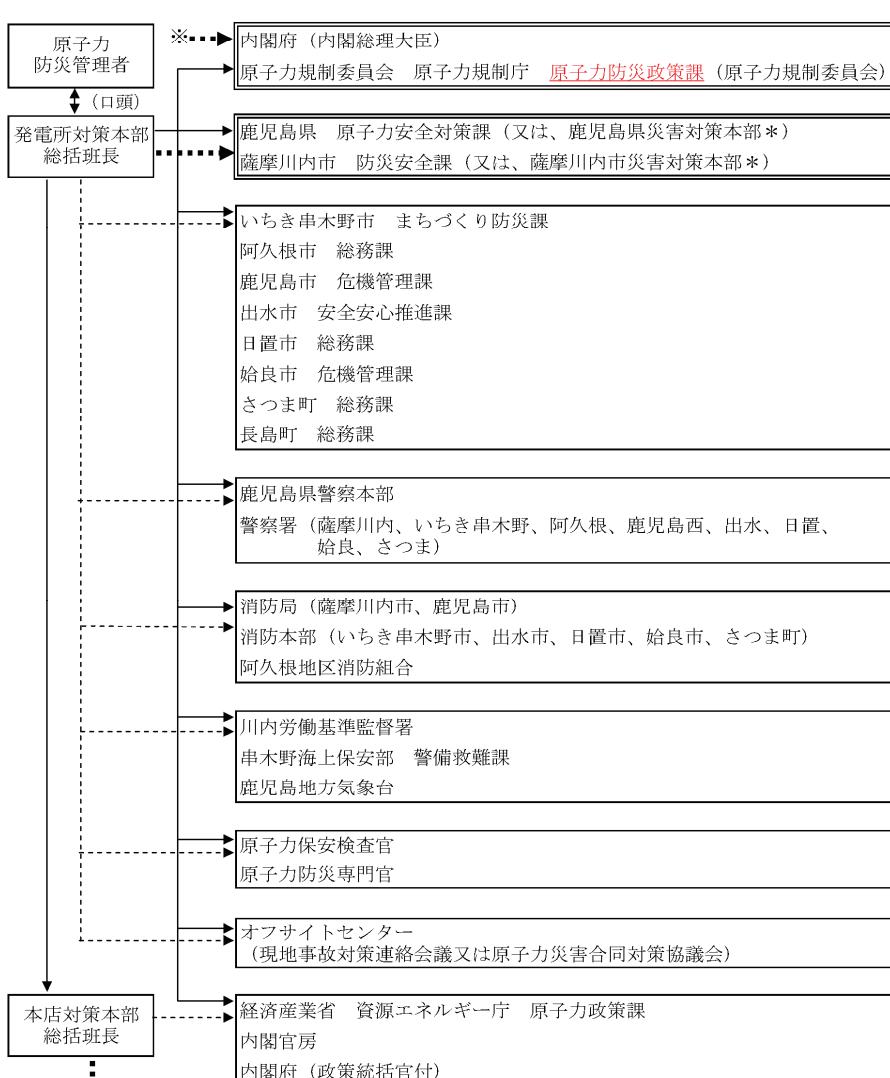
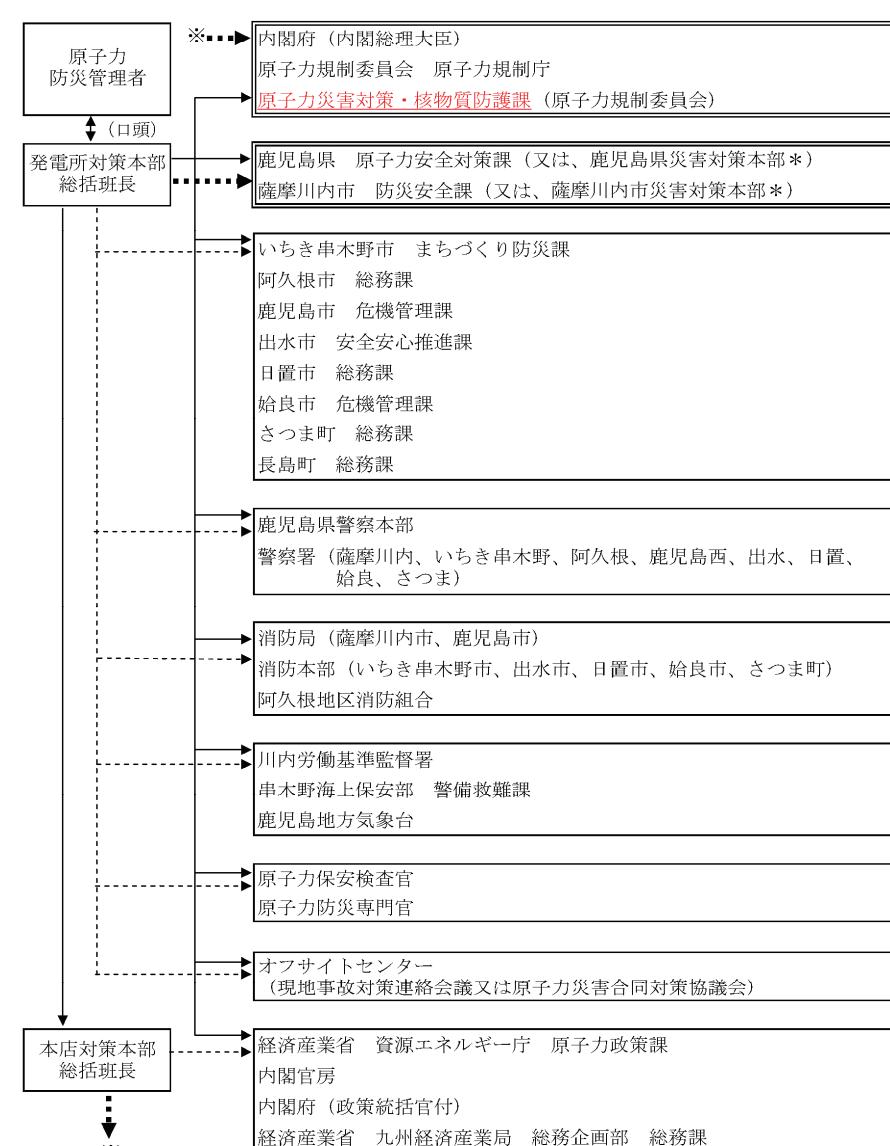
川内原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読み替え後	理 由
<p>別図2-4 原災法第10条第1項に基づく通報先 (発電所内での特定事象発生時の通報先)</p> <p>別図2-4 原災法第10条第1項に基づく通報先 (発電所内での特定事象発生時の通報先)</p> <p>原子力防災体制の充実・強化のための関係政令の改正に伴う改正</p>		

川内原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読み替え後	理 由
<p>別図 2-4 原災法第10条第1項に基づく通報先 (事業所外運搬での特定事象発生時の通報先)</p> <p>別図 2-4 原災法第10条第1項に基づく通報先 (事業所外運搬での特定事象発生時の通報先)</p> <p>原子力防災体制の充実・強化のための関係政令の改正に伴う改正</p>		

川内原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読み替え後	理 由
<p>別図2-5 原災法第10条第1項の通報後の連絡先 (発電所内の事象発生時の連絡先)</p>  <p>※ : 原災法第10条第1項に基づく通報先又は第25条第2項に基づく応急措置の報告先 → : ファクシミリ装置等による連絡 ···→ : 電話による着信確認 ···→ : 電話による連絡 * : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。</p>	<p>別図2-5 原災法第10条第1項の通報後の連絡先 (発電所内の事象発生時の連絡先)</p>  <p>※ : 原災法第10条第1項に基づく通報先又は第25条第2項に基づく応急措置の報告先 → : ファクシミリ装置等による連絡 ···→ : 電話による着信確認 ···→ : 電話による連絡 * : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。</p>	<p>原子力防災体制の充実・強化のための関係政令の改正に伴う改正</p>

川内原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読み替え後	理 由
<p>別図2-5 原災法第10条第1項の通報後の連絡先 (事業所外運搬での事象発生時の連絡先)</p> <p>別図2-5 原災法第10条第1項の通報後の連絡先 (事業所外運搬での事象発生時の連絡先)</p> <p>別図2-5 原災法第10条第1項の通報後の連絡先 (事業所外運搬での事象発生時の連絡先)</p> <p>原子力防災体制の充実・強化のための関係政令の改正に伴う改正</p>	<p>別図2-5 原災法第10条第1項の通報後の連絡先 (事業所外運搬での事象発生時の連絡先)</p> <p>別図2-5 原災法第10条第1項の通報後の連絡先 (事業所外運搬での事象発生時の連絡先)</p> <p>原子力防災体制の充実・強化のための関係政令の改正に伴う改正</p>	<p>原子力防災体制の充実・強化のための関係政令の改正に伴う改正</p>

川内原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読み替え後	理 由
<p>川内原子力発電所における解釈</p> <p>＜オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生した場合＞ 原子力規制庁オンサイト統括補佐 <u>(原子力防災政策課事故対処室長)</u> の判断したとき。</p>	<p>川内原子力発電所における解釈</p> <p>＜オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生した場合＞ 原子力規制庁オンサイト統括補佐 <u>(原子力災害対策・核物質防護課事故対処室長、原子力災害対策・核物質防護課長)</u> が判断したとき。</p>	原子力防災体制の充実・強化のための関係政令の改正に伴う改正